

平成29年度 臨時・非常勤職員の募集について

希望する方は、該当職種の募集期間内に必要書類を指定の窓口へ提出してください。
なお、詳細は関係課にお問い合わせください。

■ 臨時・非常勤職員の募集

主な業務	勤務先	雇用期間	採用条件	勤務時間	募集人員	募集期間	履歴書の提出先 お問い合わせ先
一般事務補助	役場庁舎・出張所など	4/10～9/30 (3/31までの更新有り)	なし	8:30～17:15	7名	3/13～3/22	総務課 庶務防災グループ
アワビの中間育成に係る従業員	栽培漁業センター	4/10～9/30 (3/31までの更新有り)	なし	8:30～17:15	1名	3/13～3/22	水産商工課 水産グループ
臨時公務補	河北小学校 滝沢小学校	4/5～10/4 (3/21までの更新有り)	なし	1日7時間45分 (学校長の定めるところによる)	2名	3/6～3/16	教育委員会事務局 学校教育グループ
特別支援教育学習支援員	河北小学校 上ノ国小学校 滝沢小学校	4/1～3/31	教員免許取得者又は 児童福祉施設の勤務 経験3年以上の方	年間200日程度 (学校長の定めるところによる)	5名		
スクールカウンセラー	町内小中学校		臨床心理士または カウンセラーとして 経験のある方	1日7時間70日程度 (学校長の定めるところによる)	1名		
出土遺物整理作業員	上之国館跡調査整備センター	5/1～10/31 (3/31までの更新有り)	なし	8:30～17:15	4名	4/3～4/12	教育委員会事務局 文化財グループ
旧笹浪家住宅のガイド兼管理人	旧笹浪家住宅	4/21～11/13		9:30～16:30	3名		
総合福祉センター清掃用務員	総合福祉センター (ジョイじょうら)	4/1～3/31		平日 8:30～11:30 14:15～17:15 土曜 8:45～11:30 14:00～17:15	1名	3/2～3/10	教育委員会事務局 生涯学習グループ
町民プール管理・監視人	上ノ国・河北地区 町民プール	6月中旬～9月上旬		9:30～20:30 河北のみ夜間有り	6名	5/22～6/2	
町民スキー場管理・監視人	上ノ国町民スキー場	12月下旬～3月中旬		9:30～21:20 早番・遅番有り	8名	11/13～11/29	
留守家庭児童会指導員助手	林業センター	4/1～3/31		12:30～17:30 ※学校長期休業時 は8:30～17:30	若干名	3/1～3/8	住民課 住民環境グループ
診療報酬明細書点検員	住民課			8:30～17:15 (週4日勤務)	2名		住民課 戸籍保険グループ

※募集人員などは変更される場合があります。このほか臨時保育士(11名程度)、臨時保育士助手(3名程度)、臨時技術職員(1名)、保養センター従業員(3名)、子ども発達支援センター療育指導員(1名)、介護保険認定調査会資料点検員(1名)、介護福祉士(1名)を募集しています。詳しくは、広報2月号11ページをご覧ください。なお、これらの募集期限は3月3日(金)までとなります。



平成29年4月1日から 『漁港内の無許可の遊泳』 が禁止となります

▼改正北海道漁港管理条例【遊泳の制限】(第6条)

- ・何人も漁港内の指定区域においては、遊泳をしてはなりません
- ・遊泳には、潜水、入水し釣りをする行為も含まれます
- ・対象の漁港は、道内の全漁港(分区、分港を含む。)です
- ・漁港内の規制範囲は、漁港の区域内の秩序の維持のために特に必要があると認めて知事が指定する区域
(漁港漁場整備法第39条第5項の規定により知事が指定する
放置等禁止区域内の水域と同じ)

▽規制対象から除外される場合

- ・漁業者が、漁業を営むために遊泳をする場合
- ・漁業従事者が、漁業に従事するために遊泳をする場合
- ・漁業協同組合が、当該組合の定款に定める事業の遂行のために遊泳をする場合
- ・国、道若しくは市町村等、あらかじめ知事に届け出し、遊泳をする場合(調査、工事、放流事業等)
- ・知事が特に必要があると認めて許可した場合
(大学、研究機関、報道機関などによる活動)

◆罰則について(第20条)

違反して遊泳をした者は、5万円以下の罰金が科せられます。

◆お問い合わせ 水産商工課水産グループ
檜山振興局産業振興部水産課 (☎52-6554)

奨学金に関するお知らせ

町では、大学・高専・専修学校・高校等に在学、および進学したい方が、経済的理由により就業困難な場合、奨学資金を貸与しています。

(1) 貸付金額

- ①大学、正看護学校 月額4万円
- ②高等専門学校
専修学校専門課程 月額3万円
- ③高等学校
専修学校高等過程
準看護学校等 月額2万円

(2) 申請の手続き

町教育委員会に申請用紙がありますので、これに記入して提出してください。

(3) 申請に必要な書類

- ①奨学資金貸付申請書
- ②在学証明書及び成績証明書
- ③申請者及び保護者等世帯全員の住民票
- ④保護者の納税証明書または非課税証明書

※なお、申請者(奨学資金貸与対象者)の住所を上ノ国町以外に移した場合は、本人の戸籍抄本が必要となります。

※貸付け決定は、上記の書類により選考して行います。なお、償還方法は貸付け終了後、一年間据置き、十年間で償還(無利子)となります。

■お問い合わせ

教育委員会事務局学校教育グループ (☎55-2230)